

給食費負担軽減事業における非喫食者支援の検討状況について（報告）

1 国の交付金実施要領の内容

(1) 対象となる児童

【参考】国の「交付金実施要領」抜粋

6 事業実施にあたっての留意事項

(2) 非喫食者支援

- ② 対象者は、給食実施校における在籍児童であって、主として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定している。やむを得ない事情としては、重度のアレルギーその他疾患、不登校、宗教上の配慮が必要な場合等が考えられること。

※国の交付金の算定上、（恒常的とは）非喫食期間が連続して1カ月以上としている。

(2) 交付金の基準額

5,200円/人・月

2 上記を受けた北九州市の検討状況

(1) 対象となる児童

アレルギーその他疾患の児童については支援の対象とする方向で検討中。

(2) 給付額

検討中

(3) 今後の進め方（予定）

他都市における取扱いを参考にしつつ、できるだけ速やかに制度設計を行い、実施する。

なお、制度の実施にあたっては、令和8年4月1日に遡って制度を適用する。